

起	案	令和	年	月	日
決	濟	令和	年	月	日
課		係		係	
長		長			

(No.)

墓地返還届

使用者番号

墓地名 _____ 墓地 _____ 等 _____ 号 _____ 番 _____ m²

使用許可年月日 _____ 明治・大正・昭和・平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

使用者の 住 所 _____

ふりがな _____
氏 名 _____

上記のとおり使用許可されていましたが、改葬・未使用
その他() のため

不用となり、別紙のとおり関係者の同意を得ましたので、鹿児島市営墓地条例第11条及び鹿児島市営墓地条例施行規則第5条第2項の規定により、原状に復し、返還いたします。

なお、この返還届について、親族・その他の者から異議が生じた場合は、私が責任を持って解決します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

届出人

本 籍 _____
〒 _____
住 所 _____

ふりがな _____
氏 名 _____ (署名又は記名押印)

使用者との続柄 _____

連絡先 ☎	_____	_____
携帯電話	_____	_____

私は改葬にあたり墓地内のすべての施設物を撤去いたします。
撤去完了後は、速やかに撤去前と後の写真を管理事務所に提出して下さい。

撤去業者名 _____ (署名又は記名押印)

Tel _____

鹿児島市長 殿

図面整理	台帳整理	墓地管理人

【添付書類】①戸籍謄本等(戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本)で使用者と届出人及びその親族(祭祀継承権者)等がすべて記載された戸籍、死亡年月日の確認ができるもの(※使用者本人の届出時は不要)②届出人の住民票(市外居住者のみ、本籍記載のもの) ③家系図(※使用者本人の届

出時は不要)④**墓地使用許可証**(紛失時は裏面「特記事項欄」に記載)

鹿児島市営墓地条例第11条

使用者は使用地の全部又は一部が不用になったときは、その場所を原状に復し、すみやかに市長に返還しなければならない。

鹿児島市営墓地条例施行規則第5条第2項

使用者は、焼骨等の改葬により、当該墓地の全部又は一部が不用になるときは改葬許可の申請と同時に墓地返還届(様式第3)をしなければならない。

特記事項

親族_____に事前に返還届について、同意を得るべきであるが、現在音信不通であり、確認ができません。このことにより、異議が生じた場合は、表面に記載している様に私が責任を持って解決します。

届出人_____は、身体上の理由により、自署出来ないため、
(続柄) _____ (氏名) _____が、本人の確認のもと、代筆しました。

墓地使用許可証を紛失しました。今後、見つかりましたらお届けいたします。

その他の特記事項
